

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 副島 孝裕

### 記

- 1 監査基準日 平成25年 9月30日
  
- 2 監査の期日 平成25年11月 5日～ 15日
  - 11月 5日 財政課、市民課、総務課、選挙管理委員会事務局、税務課、  
収納課
  - 11月 6日 観光商工課、農林課、茶業振興課
  - 11月 7日 建設・新幹線課、環境下水道課、水道課
  - 11月 8日 地域づくり・結婚支援課、会計課、農業委員会事務局  
監査委員事務局
  - 11月11日 企画企業誘致課、議会事務局、福祉課、健康づくり課  
健康福祉課
  - 11月12日 教育総務課、学校教育課、二次聴取
  - 11月13日 二次聴取
  - 11月14日 まとめ
  - 11月15日 講評
  
- 3 監査の項目
  - (1) 職員の配置状況及び事務分担について
  - (2) 事務事業の執行状況について
  - (3) 附属施設の概要について
  - (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
  - (5) 歳入歳出執行状況について

#### 4 監査の方法

事務事業の執行状況について、提出を受けた書類・資料に基づき各課の担当職員から説明を受けるとともに不明な点等について事情聴取を行い、事務事業が経済的、効率的及び有効的に適正な実施がなされているかに重点をおき、監査を実施した。

また、工事請負費等を主体に各部局から54事業（別紙参照）を抽出し、提示を受けた関係書類の点検、審査を行った。

#### 5 監査の結果

平成25年度の事務事業について、点検・審査した範囲内において、一部の契約関係書類、その他事務書類の記載方法などに不適切な処理があったため訂正を要する事項があり、法令・例規等については一部抵触する処理があったものの、経理については特に問題もなく執行されており、総合的に適正に処理されていることを確認した。

##### (1) 職員の配置状況及び事務分担について

事務の効率性の向上に努められ、概ね順調に事務が執行されているものと認めたが、超過勤務の課毎の偏りや業務が集中しているところが一部見受けられた。職員間の事務分担の平準化に努められたい。

職員が健康でいきいきと働ける状態であってこそ効率的な事務事業の執行も行えるものであり、職員の心身の健康維持が図られることを期待したい。

##### (2) 予算の歳入歳出執行状況について

###### ○歳入について

景気は緩やかに回復しつつも、地方の経済情勢は厳しく、各費目において引き続き、でき得る限りの努力が必要である。

税収については、給与年金の差し押さえを重点として取り組むなど工夫されており、今後も催告、折衝などの実施により収納対策の促進を図り、公平公正な税負担のためにも収納率の向上に努められたい。

そのほか、使用料・手数料等各種の歳入の確保についても、概ね各課において不断の努力をされているものと認めた。

###### ○歳出について

事業完了及び執行率の低い事業の進捗状況等について事情を聴取し、概ね順調であると認めた。

しかしながら、歳出執行状況においては、全体的に需用費等節減に努められているものと認めたが、今年度も予算の流用が散見された。

また、予備費充用の常習化も一部見られ、予算については、当初予算から

十分精査し、計上されたい。

入札減による不用額も見られたので適正な措置を講じ、財源の有効活用に努められたい。

(3) 事務の執行状況について

目立った停滞は見られず、一部を除き、順調に執行されていると認めた。

しかしながら昨年度同様、各部局においては、当年度に実施した全ての事業の一部の関係書類にもかかわらず、精査できていないまま提出されたものが散見された。

契約事務の事前承認のなかで嬉野市財務規則第99条第1項に規定されている事項についての記載もれが散見された。適正な事務処理に努められたい。

各種契約締結に係る起案及び契約書等の文書において、契約の方法や契約保証金の取り扱いなど嬉野市財務規則の適用条項は、第何条・第何項・第何号の規定によるものなのかを明確に記載されたい。例規に則った事務処理を徹底し、起案書や契約書など基本的事務処理の適正化を図られたい。

また、落札金額と入札結果調書の金額の相違や契約書に公印が押印されていないものがあつた。各部局において決裁権者のみならず、決裁の過程に関わる職員一人ひとりがチェック体制の一員として職責を明確に自覚し、業務に従事されたい。

(4) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、順調に推移していると認めた。使用料の収納についても一部を除き、概ね遅滞なく行われていると認めた。

(5) その他特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課から特色ある事業または懸案事業の取り組みについて、提出資料に基づき報告を受けた。今後も、限られた予算の中で創意工夫した事務事業の進展と改善に努められたい。

(6) 各課における指摘事項について

【茶業振興課】

うれしの茶交流館建設の基本設計業務については事業の進捗が停滞している。十分な精査を行い、早急に善後策を講じられたい。

【財政課、地域づくり・結婚支援課】

昨年度も指摘した行政財産の使用料は利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならないことと嬉野市行政財産使用料条例第5条に規定されているが、収入未済で計上されているものが5件認められたので、早期の収

納が図れる対策を講じるなど適正な事務処理をされたい。併せて、利用者の理解を得られるよう努められたい。

(7) その他

地方自治法第199条第12項において、市長等は監査委員から監査の結果報告の提出があった場合、市長等は当該監査の結果に基づき、又はその結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。その場合は、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならないと規定されている。

市長等が監査委員の監査結果の報告に基づく改善策を講じない場合は、監査委員に対する報告義務はないものであるが、監査委員の監査結果報告・公表後、相当期間経過しても監査委員から改善策が公表されなければ、市長等が改善策を講じていないこととなることを認識されたい。

以上